

令和6年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和6年11月12日 開会

令和6年11月12日 閉会

富 士 宮 市 農 業 委 員 会

令和6年11月12日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 19 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 近 藤 千 鶴	3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学	5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均
7 番 佐 野 強	8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆
10 番 村 松 義 正	11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子
13 番 遠 藤 光 浩	14 番 旭 一 昭	15 番 荻 真 教
16 番 後 藤 文 隆	17 番 佐 野 むつみ	18 番 内 堀 忠 雄
19 番 杉 山 弘 子		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝
4 番 渡 邊 勝 彦	5 番 竹 川 篤 志	7 番 土 井 一 彦
8 番 加 藤 文 男	9 番 藤 浪 庸 一	10 番 有 賀 文 彦
11 番 鈴 木 四 郎	12 番 篠 原 兼 義	13 番 牧 澤 邦 彦

欠席委員

6 番 村 松 慎 一

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕紀子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日１日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、１６番 後藤文隆委員と、１７番 佐野むつみ委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、１６番 後藤文隆委員、１７番 佐野むつみ委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第５３号から協第１０号です。

初めに、報第５３号から報第５７号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和６年９月２１日から令和６年１０月２０日までの受理分について報告いたします。

議案の１ページから４ページを御覧ください。朗読いたします。

報第５３号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が１２件提出されました。

続きまして、議案の５ページ及び６ページを御覧ください。朗読します。

報第５４号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第１８条第６項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が７件提出されました。

続きまして、議案の７ページを御覧ください。朗読します。

報第５５号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第３条の３第１項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、３件の届出が受理されました。

続きまして、議案の８ページを御覧ください。朗読します。

報第５６号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第４条第１項第７号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、２件の届出を受理しました。

続きまして、議案の９ページから１２ページを御覧ください。朗読します。

報第５７号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第５条第１項第６号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。
議案に記載のとおり、１２件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第５３号から報第５７号までは、報告済みといたします。

議第４８号「農地法第３条第１項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の１３ページを御覧ください。

議第４８号 農地法第３条第１項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第３条第１項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第１項及び別冊航空写真は１ページを御覧ください。

申請地は外神で、青木団地の東に位置する農地です。

受人は青木にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。申請地は受人が営農する農地の隣にあり、取得できると農地の形がよくなることから、一体で使いたいため取得したく申請に及んだものです。受人は、申請地でブルーベリー等を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は６，５２９．６２平方メートルで、稼働人員は２名です。

続きまして、第２項及び別冊航空写真は２ページを御覧ください。

申請地は淀師で、富士宮西高等学校の南に位置する農地です。

受人は淀師にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。受人は申請地の西隣に居住しており、周辺農家の方から栽培技術の指導を受けながら、隣接する当該農地を既に口約束で借りて耕作していたところ、贈与の申出があり農地を取得したいため申請を行うものです。受人は、大根やキャベツなどの露地野菜を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は４７平方メートルで、稼働人員は１名です。

続きまして、第３項及び別冊航空写真は３ページを御覧ください。

申請地は下条で、妙蓮寺の北西に位置する農地です。

受人は宮町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は経営規模拡大を目的として農地を取得したいため、申請を行うものです。受人は、水稻や栗、梅などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は4, 195平方メートルで、稼働人員は5名です。

第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。申請地は人穴で、有限会社メンデルジャパンの東に位置する農地です。

受人は北山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は、現在、北山で営農しており、今回、経営規模拡大を目的として農地を取得したく申請を行うものです。受人は、申請地で麦、大豆などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は2万2, 002平方メートルで、稼働人員は2名です。

第5項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、井之頭保育園の西に位置する農地です。

受人は外神にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は現在、山宮で営農しており、今回、自身が役員を務める会社の近隣である当該申請地を経営規模拡大を目的として申請を行うものです。受人は、サツマイモ、落花生などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は3, 505.68平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、陣馬の滝の西に位置する農地です。

受人は内野にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。今回、受人は経営規模拡大を目的として、当該申請地の申請を行うものです。受人は、梅などの果樹を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は5, 755平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は西山で、小林工業株式会社の西に位置する農地です。

受人は外神にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。受人は贈与の申出があり、当該申請地を耕作したく取得する計画です。キュウリ、柿などを申請地で栽培する計画となっております。受人の許可後耕作面積は7, 836平方メートルで、稼働人員は4名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は西山で、小林工業株式会社の北西に位置する農地となります。

受人は第7項と同じ渡人から贈与の申出あり、求めに応じ以前から草刈り管理などをしてきた当該申請地を耕作したく、取得する計画です。新規就農となりますが、受人は自宅敷地内で既にサツマイモなど耕作をしている経験があり、渡人や地元の方の指導を受けながら耕作をする計画です。受人は、申請地でトマト、ピーマンなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は99平方メートルで、稼働人員は1名です。

説明は、以上となります。

議長

ただいまの上程議案のうち、2項及び8項について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 荻真教委員

ただいま審議中の第2項の現地調査の結果について報告いたします。

至る11月8日、午後2時30分頃、受人、本人、事務局、私の3名で申請地で話を聞きました。申請地は受人の隣地であり、昨年4月農地法改正により下限面積が撤廃されたことで、このたび新規就農することになりました。渡人から贈与による取得となります。申請地は現在も耕作されており、いろいろな野菜が栽培されておりました。とてもきれいに管理されておりました。

申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

14番。

14番 旭一昭委員

ただいま審議中の第8項について、現地調査を行いましたので御報告申し上げます。

先週11月7日の木曜日、午前10時に、申請人の代理人である行政書士が立会いの下、鈴木推進委員、事務局1名と私の3名で現地調査を行いました。申請地は芝川地区の西山の県道清水富士宮線にある小林工業から北西に約150メートルに位置し、周囲は田に囲まれたところです。農地は扇形で約30坪と小さい物件です。現況、受人が草刈り管理をしております。住宅を渡人から8年前に購入して住んでいる方です。新規就農ではありますけれども住宅地の周りで既にトマト、キュウリ等を栽培しており、新たな取得地でもトマト、ナス、ピーマン等を自家消費用に作付するものです。

荒廃農地が増える昨今におきまして、第7項とともに有益な申請案件であると考えます。御審議をお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第48号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第４８号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第４９号「農地法第４条第１項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。議案の１６ページを御覧ください。朗読します。

議第４９号 農地法第４条第１項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第４条第１項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第１項及び航空写真は８ページを御覧ください。申請地及び申請人は議案書のとおりとなります。申請地の南側には白糸の滝があり、売店組合従業員が近隣に駐車場を借り勤務しておりましたが、都合により返還することになったため駐車場スペースが不足することから、白糸の滝の従業員のための貸駐車場１５台に転用するものです。

申請地は、県道富士富士宮線沿いに位置する小集団の生産性の低い第２種農地に該当します。申請地近隣で代替性の検討を行っておりますが、代替できる土地はありませんでした。

申請地の北は申請人の所有する畑、東と南は道路、西は官有地となります。万が一被害が生じた場合は、申請者の責において解決します。雨水は自然浸透の予定となります。

なお、申請地の間に官有地がありますが使用いたしません。柵等は特段設置いたしません。東海財務局にはその旨の了承を得ております。必要資金については自己資金を予定しています。許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第４９号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第４９号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第５０号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。議案の１７ページを御覧ください。なお、本議案の表題についてですが、農地法、農地法と二重に記載がありますので訂正をお願いいたします。朗読します。

議第５０号 農地法第４条第１項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第４条第１項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において農業委員会会長が許可の処分をする。

第１項及び別冊航空写真は９ページを御覧ください。申請地及び申請人については、議案のとおりです。航空写真の白枠の部分が申請地となります。白い破線の部分は全体計画地となります。全体計画地と南側の農地との間には段差があるため、その段差を解消し一体で牧草を耕作できるように盛土事業を行い、沈砂池及び維持管理の通路、のり面等に一時転用しようとするものです。

申請地は、朝霧メイプルファーム有限会社の北に位置しており、農用地、青地及び中山間地域内の小集団の生産性の低い第２種農地に該当する農地になります。資金は自己資金により確保されております。

計画地については、県盛土条例の申請がなされており、盛土条例に基づく許可申請の結果を証する書面を提示、または写しを提出することを条件として許可を行います。また、工期については県盛土条例が１２月に許可が下りる見込みのため、許可後の令和６年１２月１日から２年間を予定しております。

なお、全体計画地内北側に設置予定の沈砂池については、河川課より安全上の観点からのり面が安定するまで維持するようにとの指示を受けているため、数年間は設置したままとする予定です。万が一被害が生じた場合は、申請者の責において解決をいたします。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

９番。

９番 近藤雅隆委員

１１月５日、９時５０分、現地にて、司法書士と代理人と齊藤会長、事務局１名、農業委員、宮島孝子さん、脇坂英治君、自分と現場にて立ち会いました。

事務局の説明どおり問題はありませんので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、これは一度申請して、また二度目の申請ということですよね。

事務局 池田主査

そうです。一度申請されましたが、盛土条例の関係上、一度取下げを行っております。

9 番 近藤雅隆委員

以上です。よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

はい。

2 番 近藤千鶴委員

先ほどここは段差があるとおっしゃったんですけれども、その段差はどのくらいの高さなのでしょうか。

事務局 池田主査

一見しますと、もう数メートル、5メートル近くあるのかなと思います。崖といいますか、相当な段差ですね。

議長

いいですか。

2 番 近藤千鶴委員

はい。

議長

はい。

牧澤邦彦 農地利用最適化推進委員

航空写真を見ていただくと分かるんですけれども、3年ぐらい前だったと思います。こっちの南側の広場を農地改良目的で農業委員会が許可をして、一応完了届も出て、そこを農地に戻すということで、いまだに雑草で農地に戻してやるという形跡はないんですね。ここと今の工事をする航空写真で見るとこの位置になるんですけれども、3年前の工事完了にもかかわらずここがまだ目的の農地に戻すということで許可をしてあるにもかかわらず、そこがまだ農地に戻されていません。その中で次の工事に入ってもいいんでしょうかね。

議長

事務局。

事務局 池田主査

この南側の農地につきましては農地改良の工事を現在行っているのと、加えてなんですけれども、自然公園法の手続が必要になってきており、現在それを進めた上で農地改良を完成させる予定となっています。自然公園法についてなんですけれども、この道路沿いといいますか、数メートルあるところには自然公園法の規制の入る地域になっておりまして、箱根のほうの土、その自然公園法の地域の中の土でないと動かせないというところの条件が担当課からついたということで、そちらを現在調整していると聞いております。

議長

いいですか。

牧澤邦彦 農地利用最適化推進委員

これから要件が満たせれば農地改良に戻していくというこの理解でよろしいですね。

事務局 池田主査

その理解でよろしいかと思います。

牧澤邦彦 農地利用最適化推進委員

分かりました。

議長

ほかに御質疑ありますか。

なければ農業委員による採決を行います。議第５０号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第５０号は原案のとおり処理することに決定し、１１月２２日開催の静岡県農業会議常設審議委員会に諮ります。

議第５１号「農地法第５条第１項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

では、議案の１８ページを御覧ください。朗読いたします。

議第５１号 農地法第５条第１項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第５条第１項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第１項及び別冊航空写真は１０ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりです。申請人が売買契約により権利取得し、駐車場１２台に転用しようとするものです。

申請人は、このたび申請地北側に共同住宅の建築を予定しており、共同住宅敷地には駐車場が２台しか確保できないため、不足する駐車場を補うため申請に及んだものです。合計１２台分の駐車場を確保するもので転用面積については妥当と判断しました。

申請地の範囲は、北と西を宅地、東と南を道路に接しますが、万が一周辺農地への被害が生じた場合は自己の責任で解決します。なお、北側の共同住宅敷地及び周囲との間には見切りを施行し、共同住宅と一体敷地としては利用しない予定です。

申請地は、北山インターチェンジから約400メートル離れた小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。使用検討した土地の中で地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しております。資金調達については、自己資金を予定しております。許可後、すぐに着工する計画となっております。

第2項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、工場に転用しようとするものです。

申請人は、精密板金を主とする総合金属加工の会社ですが、このたび事業を拡大するに当たり現工場では対応ができないため、現在の工場の隣地である申請地を取得し、新たな工場を建設するため申請するものです。都市計画課の土地利用事業は既に承認済みとなっており、航空写真上の破線部分が全体計画地となります。

申請地は、富士チサンカントリークラブの西に位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北を道路、西と南を既存工場敷地、東は一体利用地となります。

申請地は既存工場の隣地にあり、既存工場との一体的な利用が必要であること。四方に農地がなく、周辺農地に与える影響は僅かであることから申請地が選定されました。また、万が一周辺への被害が生じた場合は、自己の責任で解決します。土地取得費、造成資金については、自己資金を予定しております。許可後、すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第51号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第52号「農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買い入れ協議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の１９ページを御覧ください。朗読いたします。

議第５２号 農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買入れ協議について

農業経営基盤強化促進法第１５条第１項の規定により、農用地の所有者から所有権移転あっせん申出書の提出があったので、当該農用地について農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定に基づき、農地中間管理機構による買入協議を行う旨の通知をするよう富士宮市長に要請する。

第１項及び航空写真は１２ページを御覧ください。申請地は根原で、朝霧野外活動センターの北に位置する農地です。

申請地の所有者から買入れあっせんの申出がありました。本案件は、農地中間管理機構を介して利用集積計画による所有権移転をするためのあっせん申出に対し、買入れの協議を行うことの通知を市長に要請するものです。これが決定されると、農業委員会から市に対して買入協議の要請をします。その後、市として買手を探し、所有権移転の手続をしていくという流れになります。

買入協議がまとまった際には、今後の農業委員会総会において、利用集積計画の中での所有権移転として議案が上程されますので、改めて御審議をお願いいたします。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

はい。

２番 近藤千鶴委員

農地中間管理機構による買入協議なのですが、いつも無償での、そういうものは私もよく目にしていたのですが、今回のこれは少し違うのかなと御説明を受けたんですけれども、このことに関してももう少し詳しく、ましてや農業経営基盤強化促進法によって、この土地が大変重要な土地であるということがよく分かると思うんですけれども、それをもう少し御説明を願えますでしょうか。

議長

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

事務局です。こちらのあっせん申出につきましては、所有者の方からあっせんの申出を農業委員会にいただきまして、こちらを農業委員会から市のほうに農業委員会の決定をもちまして、買入協議を行うことの要請をいたします。中間管理機構による農地の権利移転につきましては、税制面のメリットというのがございますけれども、こちらについて農業委員会の決定をもちまして、あっせんの対象として処理を進めるといったところになりますけれども、通常の中間管理機構との違いにつきましては、最初の申出をいただきましたものを農業委員会から市のほうに通知をいたしまして、その中で市のほうでどなたか受ける方を探すところがございますけれども、そちらの手続を市のほうでやっていただくといったところが１点ポイントとしてはございますけれども。

あとは、中間管理機構を使うということによりまして税制面でのメリットといったところもございますので、あっせんの申出をいただいた方につきましても税制面でのメリットといったところも、通常の3条申請と違いまして税制面でのメリットといったところもあるというのが1点ございます。

議長

どうですか。

2 番 近藤千鶴委員

これを買って入れてくださいと申し出たということなんですよ。そして、この土地に関しては当然ある程度の目安が立っているから買手と売手とか、そういうちゃんとした目安があるからこういうものを申請したと、そういう御理解でよろしいわけですよ。ちょっとよく分からない。

事務局 押尾主任主査

こちらの農業委員会からの要請を市にいたしまして、市のほうで探すというところがございしますが、ある程度目星といたしますか、そういったところがあるということは聞いてはおります。買手の方につきましてですけれども。

9 番 近藤雅隆委員

今の議事に関連してですけれども、現況としてどなたがこの畑を管理されているという情報はあります。耕作放棄地になってなければ一番いいんですよ。誰かが借りてて、牧草地だと思うんですけども、収穫してくれればいいんですけどねということで、情報があったらお願いします。

事務局 押尾主任主査

当然現状につきましては、現在の所有者の方が管理をしているというところになりまして、購入者の当てがあるという、ところでは聞いておりますので、そちらで話がまとまりましたら今後はそちらの方で管理をしていくと、そういった流れにはなってこようかとは思っています。

9 番 近藤雅隆委員

分かりました。

議長

いいですか。

2 番 近藤千鶴委員

はい。

議長

それでは、農業委員による採決を行います。議第52号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり処理することに決定しました。

協第10号「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日、机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題された議案を御覧ください。朗読します。

協第10号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和6年11月1日付け富農第867号で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

議案「農用地利用集積等促進計画に関する意見について」を3枚めくっていただき、富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。第1項から順に説明をいたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は4万6,374.36平方メートルになります。

第2項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。茶を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は、配分のみの第1項加えて1万6,944平方メートルになります。

第3項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で再設定になります。移転後経営面積は1万7,416.07平方メートルになります。

続きまして、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）について」を御覧ください。こちらは配分のみの計画となります。中間管理機構に貸し付けされましたが、その後、解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものとなります。

第1項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。茶を栽培し、設定期間は2年8か月となります。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

はい。

9番 近藤雅隆委員

この3項の住所の場所を教えてください。後でいいです。どこかなと思ったものですから、住所は書いてあるけど、どこの場所かなとちょっとお聞きしたいなと思ったので、後ほどでいいです。

事務局 押尾主任主査

後ほど図面を用意いたします。

9 番 近藤雅隆委員

ありがとうございます。

議長

いいですか。

9 番 近藤雅隆委員

はい。

議長

ほかに御質疑ありますか。

〔挙手なし〕

議長

それでは、農業委員による採決をします。協第 10 号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、協第 10 号は原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。本日配付しております「農地改良届出書の受理状況」について御覧いただければと思います。では、農地改良届出書の受理状況、令和 6 年 9 月 21 日から令和 6 年 10 月 20 日について、説明いたします。

農地改良届出書の提出がございました。受理状況及び裏面の航空写真を御覧いただければと思います。届出人所在地については受理状況のとおりです。第 1 項、令和 6 年 10 月 17 日受付にて、農地改良届出が提出されました。

申請地は令和 6 年 9 月 11 日の農業委員会総会にて、農地法 3 条許可を受け、申請人が取得した農地となります。申請地は県事業にて田子の浦港のしゅんせつ工事、港とかの水底をさらって土砂などを取り去るような工事ですけれども、こちらで発生した土を牧草地で利用し、合わせて効率的な耕作のための造成を行うものとなります。

この田子の浦港のしゅんせつ土での牧草栽培については、畜産試験場にて実証実験を実施済みであると伺っております。工期は令和 6 年 11 月 15 日から令和 7 年 3 月 15 日までを予定しております。

本件につきましては、市管理課と相談済みであり、県事業のため盛土条例の手続は不要となっております。

おります。また、施工について防災上の観点から安全に配慮し、隣接地からの苦情等、何らかの問題が発生した場合は、土地所有者、施工業者にて対応するとのこと。

説明は以上となります。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、12月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和6年11月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時40分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 6 番

会議録署名人

1 7 番